



# 山形県公報

令和4年8月12日(金)  
第329号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……803
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……804
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村が行う国土調査の指定……………(同) ……805

### 公 告

- 令和4年度クリーニング師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第641号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類      | 廃止年月日    |
|--------------------|----------------------------------|--------------|----------|
| 株式会社チャンピオン         | 株式会社チャンピオン 鶴岡店<br>鶴岡市宝田三丁目19番18号 | 特定福祉用具販売     | 令和4.8.12 |
| 株式会社チャンピオン         | 株式会社チャンピオン 鶴岡店<br>鶴岡市宝田三丁目19番18号 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同        |

### 山形県告示第642号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日   |
|---------------------------------|-----------------------------|-------------|-----|---------|
| 特定非営利活動法人ホールド<br>酒田市東町一丁目20番15号 | すまいるらんど鶴岡<br>鶴岡市大字布目字宮田22番5 | 就労継続支援(B型)  | 20名 | 令和4.8.3 |

**山形県告示第643号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.70%」を「年0.60%」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年7月19日から適用する。
- 2 令和4年7月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第644号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.70パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年7月19日から適用する。
- 2 令和4年7月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第645号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東置賜郡高島町大字深沼地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年8月1日から同年11月7日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第646号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市十日町地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年8月10日から令和5年3月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第647号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
最上郡真室川町大字川ノ内地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和4年8月10日から令和5年3月10日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第648号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

令和4年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
令和4年7月26日
- 2 調査を行う者の名称  
鶴岡市
- 3 調査地域  
鶴岡市長沼の一部
- 4 調査期間  
令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

## 公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和4年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和4年8月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 試験の日時及び場所

| 区 分     | 日 時                                | 場 所                  |
|---------|------------------------------------|----------------------|
| 学 科 試 験 | 令和4年11月16日（水）<br>午前10時から午前11時30分まで | 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁 |
| 実 技 試 験 | 同<br>午後0時50分から                     | 同 上                  |

#### 2 受験手続

受験願書を令和4年9月21日（水）から同年10月12日（水）までの間に、県内居住者にあつては最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）に、県外居住者にあつては山形県防災くらし安心部食品安全衛生課に提出すること（郵送による提出の場合は書留又は簡易書留とし、令和4年10月12日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

#### 3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室）又は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2329）に問い合わせること。

令和4年8月12日印刷  
令和4年8月12日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県